

桑名市教育委員会告示第5号

桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱の一部を改正する告示

桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱（平成27年桑名市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「放課後子ども総合プラン（以下「総合プラン」という。）に基づき、」を「放課後児童対策パッケージ等を参考に、学校再編後の」に、「放課後子供教室」を「放課後子ども教室」に改める。

第2条第1号中「放課後子供教室」を「放課後子ども教室」に改め、「事業」の次に「で、地域学校協働本部が運営するもの」を加え、同条第2号中「放課後児童健全育成事業」の次に「で、放課後子ども教室を実施している小学校区及び義務教育学校区で開設しているもの」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 地域学校協働活動推進員 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、桑名市教育委員会が委嘱する同法第5条第2項に基づく地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者をいう。

第3条中「総合プラン」を「放課後子ども教室及び放課後児童クラブ」に改める。

第4条第1号中「放課後子供教室」を「放課後子ども教室」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 放課後子ども教室を運営する地域学校協働本部に所属する地域学校協働活動推進員

第4条第4号中「実施小学校長」の次に「及び義務教育学校の校長又は教頭」を加える。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条中「会議」を「委員会の会議」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会の会議の進行は、地域コミュニティ部生涯学習課がつかさどる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。